

西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 相談窓口実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業（以下「すみかえ事業」という。）において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第3条の規定により、高齢者、低額所得者、被災者、障害者、子どもを養育している者、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）からの相談に応じ、住宅の確保に対し必要な情報提供を行うための相談窓口を設置し、住宅確保要配慮者が安心して適切な民間賃貸住宅への円滑な入居を行うための支援を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 利用者とは、相談窓口を利用する住宅確保要配慮者をいう。
- (2) 不動産事業者とは、宅地建物取引業を営む者をいう。
- (3) 協力団体とは、市と「西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 協力店登録制度に関する協定」を締結した不動産団体をいう。
- (4) 民間賃貸住宅すみかえサポート協力店（以下「協力店」という。）とは、協力団体に所属し、「西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 協力店登録制度」の趣旨に賛同して市に登録した市内の不動産事業者をいう。
- (5) 不動産相談員とは、協力団体に所属する宅地建物取引士をいう。
- (6) 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人として、兵庫県知事が指定した法人をいう。
- (7) 民間賃貸住宅すみかえサポート協力量人（以下「協力量人」という。）とは、西宮市域を支援業務の対象地域とする居住支援法人のうち、「西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 協力量人登録制度」の趣旨に賛同して市に登録した居住支援法人をいう。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱に基づき実施される相談窓口の名称は「民間賃貸住宅すみかえサポート相談窓口」（以下「相談窓口」という。）とする。
- (2) 相談窓口は、相談者の情報を整理し、適切に不動産相談員、協力店、協力量人又は関係部署へ繋ぐ等の支援を行う事前相談窓口と、不動産情報について助言等を行う予約相談窓口からなる。
- (3) 賃貸住宅への円滑な入居に関する助言等を行うとともに、協力団体、協力店又は協力量人と連携して適切な住宅への入居を支援する。
- (4) 利用者の居住に関する課題について助言等を行うとともに、関係機関との連絡及び調整等を図る。

(相談員の配置)

第4条 相談員の配置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事前相談窓口には、市担当職員を配置し、必要に応じて関係部署の職員を配置する。
- (2) 予約相談窓口には、不動産相談員と市担当職員を配置し、必要に応じて関係部署の職員を配置する。

(利用対象者)

第5条 利用者は、次に掲げる要件に全て満たすものとする。

- (1) 西宮市在住者
- (2) 兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画で定められた者
- (3) 家賃を適正に支払うことができる者
- (4) 福祉的な支援を受けている、又は受ける意思があり、地域の中で自立した生活を営むことができる者

(利用申請等)

第6条 利用者は、相談票(様式第1号)を事前相談時に市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、予約相談の日時等の調整を行うものとする。

(利用料)

第7条 相談窓口の利用は、無料とする。

(協力店・協力法人の選定方法)

第8条 市長は、利用者の状況を考慮した上で、協力店又は協力法人を選定する。

2 市長は、前項の規定により選定した協力店又は協力法人に対して、すみかえ事業への協力を依頼するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 市長は、個人情報の取扱いに関して相談票の利用目的及び第三者へ相談票を提供することを利用者に説明し、本人の署名により同意を得るものとする。

(守秘義務)

第10条 不動産相談員、協力店又は協力法人は、すみかえ事業により直接又は間接に知り得た事項をすみかえ事業の実施以外の目的のために、自らが利用し、又は第三者へ提供してはならない。また、協力店又は協力法人は、市長から提供されたすみかえ事業に関する個人情報等を善良なる管理者の注意をもって管理し、不要になった際は、速やかに消去又は廃棄し、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊、その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行期日以前に締結された「西宮市高齢者等すみかえ協力店登録事業に関する協定」を、第 2 条における協定とみなすこととする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。